

育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）

同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）

に、

育児休業期間の最初の延長

育児休業期間の再度の延長

年 月 日から 年 月 日まで

を

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

に改める。

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

高校教育課  
特別支援教育課

正 誤

令和5年1月26日付け長野県人事委員会規則第7号「給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則」中  
ページ 行（箇所） 誤

10 表中

2種	102,000円
----	----------

正

2種	102,000円
----	----------

誤

11 表中

6種	58,000円
----	---------

正

6種	58,000円
----	---------

人事委員会事務局